

# 郷土室だより

井金吉田の御表を以て、更に外山田バ  
は『手先之もの共於市中不正之取計致候趣  
風聞書』、筆者は南北改正係の中村次郎八  
と佐久間健三郎二人のものです。

中村は「文久元年（一八六一）町奉行与  
力同心名一覧」によると、北町奉行所二番  
組与力で御詮議役、市中取締諸色調掛、諸  
問屋組合再興掛、神奈川表取締掛などを兼  
務するという要職にありました。

これは江戸時代の街道や旅行の研究家であり、最近は岡本綺堂が創作した「半七捕物帳」の半七について『半七は実在した』およびその姉妹篇である『江戸っ子の春夏秋冬』（ともに河出書房新社）の著者の今井正吉氏の脚本によると、タヒトーレ

れていたことを物語る記録が、南北町奉行の与力の連名の文書の形で残されているものがあります。

この中番屋について、随分念をいれて実態がわかる史料をさがしたのですが、いまのところはまだ見付けていません。

ですからまだ確かな事はいえませんが、これも国会図書館のマイクロ化された資料の中に、八町堀に「縄付きの市場」が開か

◇犯罪の“いちば”

平成5年9月30日

平成5年9月30日

編集・発行

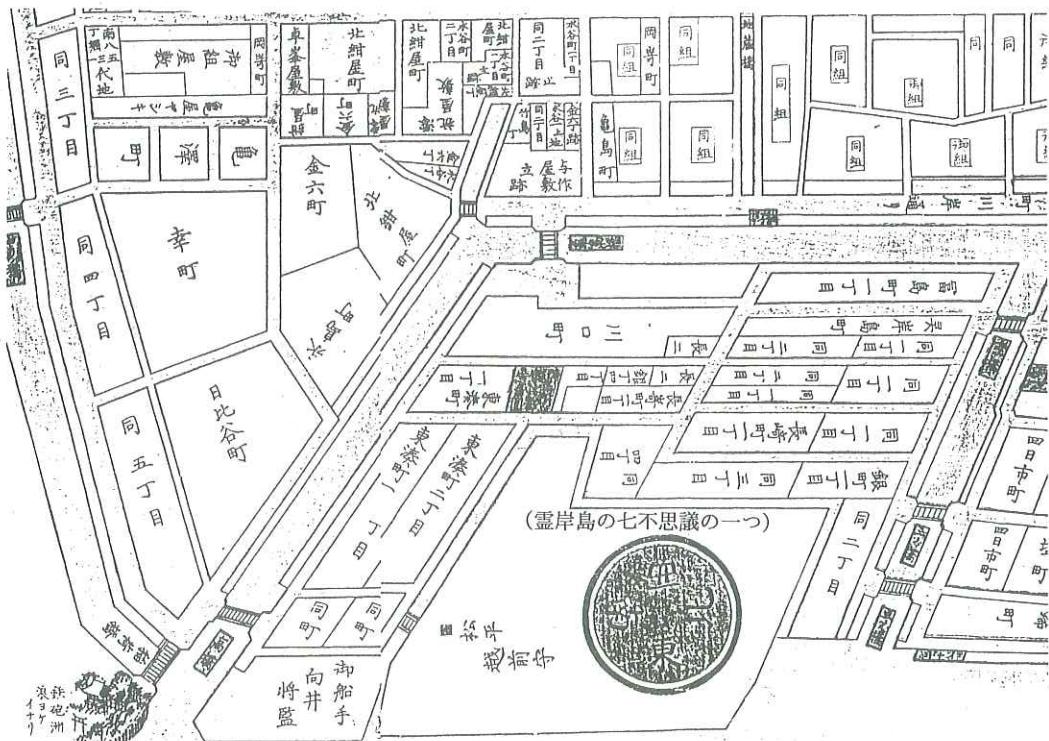
東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地 1-1-1

電話 3543-9025

刊行物登録番号 05- 043

## 中央区の“みち” (その5)



## 八町堀靈岸嶋日本橋南之絵図（尾張屋板）の一部

「与力・同心の役徳」の項に出てくる  
南町奉行所の佐久間健三郎は後出の  
佐久間長敏おさちのぶで、当時は南町奉行所の五  
番組与力、御詮議役、外国掛を兼務し  
ていました。

この二人の作成した廻聞書の内容の要点を紹介しますと「手先」つまり与力・同心の非公式の部下である、例えば捕物帳の主人公の名でいえば、三河町の半七、明神下の錢形平次、神田のお祭り佐七といった目明しの親分たちの「不正行為」でした。

どんな「不正」かというと、こうして親分たちが毎日のよう八町堀付近に寄り合って、各自が「縄付き」にして容疑者の処分を売買していたことを指します。

運行して、予審調査を作るのは別に、八町堀地区の民間人の経営する茶屋や、あるいはこの中番屋で、「縄付き」またはその前の段階の容疑者を目明かしの親分同士で交換したり売買していたことの情報が、この「風聞書」でした。

このような「市場」が成立する理由は、例えば南高輪を縄張りにした親分が、日本橋で容疑者を捕えて「縄付き」にしても、交通不便の当時はその「縄付き」を八町堀近辺の親分に売りつけたといった行為が結構あったことを推測する。

察させます。また目明し連中が証拠不十分な者をやたらに「縄付き」にして、連座しそうな範囲の人々や「町」をおどかして、内済のための金品をセビルことを含めた取引もありました。このような大番屋での「内済」の前の段階の、いわば内済のさらに非公式な内済手段として、ある刑事事件を表沙汰にして、金で解決する場合、いくつにしないで、金で解決する場合、いくら必要かという見積りによって相場が決まりました。現在ではおよそ考えられなくなりました。現実ではおよそ考えられなくなりました。現実ではおよそ考えられないような事柄ですが、江戸期の連座制度の影響はこうした状況を、事もなげに構成していたといえます。

維新の際に町奉行所の実質的な責任者として、新政府にその組織から職員一切を取りまとめて、市政裁判所として移管させるという大役を果しました。

そして自らも新政府の司法官として引き継ぎ、「町奉行所」改め市政裁判所に

勤務した人です。

を問答体でまとめたのが、ここに紹介する書籍「つづこ」。とくに、ペニスと尿管

する書物なのです。全篇すべて興味深い事柄ばかりなのですが、本題の「役

「徳」に絞つてみますとつぎのようになります。

問 「与力の」役徳の外に不正の役徳は如何（傍点は引用者）

答 其一「様々の名を以、御三家並  
者大名より大持長を受けるより」。

諸大名より抜持米を受けるなり」  
其二「大名の依頼で「町人との間

の」金銀貸借の周旋にて、「双方より相当の礼金を得るなり」。

其三「諸藩の国産品」の江戸藏屋敷での「入札払い」の弊、特定業者

を指名し、その業者と藩邸双方か  
ら「金を取る事。

◆与力・同心の役徳

この辺の事情がよくわかるものに『江

この辺の事情がよくわかるものに「江戸町奉行事蹟問答」佐久間長敬著（校刊）といふ本があります。

著者は前に紹介したように、幕末の南町奉行所に与力として勤務し、明治

維新の際に町奉行所の実質的な責任者として、新政府にその組織から職員一切を取りまとめて、市政裁判所として移管させるという大役を果たしました。そして自らも新政府の司法官として引き続き、「町奉行所」改め市政裁判所に勤務した人です。

この人が旧幕時代の町奉行所の事柄を問答体でまとめたのが、ここに紹介する書物なのです。全篇すべて興味深い事柄ばかりなのですが、本題の「役徳」に絞ってみますとつぎのようになります。

問 「与力の」役徳の外に不正の役徳は如何。(傍点は引用者)

答 其一 「様々の名を以、御三家並諸大名より扶持米を受けるなり」。  
其二 「大名の依頼で「町人との間の」金銀貸借の周旋にて」、「双方より相当の礼金を得るなり」。

其三 「諸藩の国産品」の江戸藏屋敷での「入札払」の際、特定業者を指名し、その業者と藩邸双方から礼金を受け取る事。

といった具合に、江戸市中の金融状況と流通状況の中枢で、現在でいう賄賂を堂々と取っていたことがわかります。

同心役徳は如何に

り役」が第一。三廻り（隠密廻・定廻・臨時廻）の如きは町人の内重立候ものは多く依頼し、居宅へも招き、奉公人の「取締りを」頼み（中略）「種々の事件を認出悪徒の召捕事も多く御用弁のものとなり、随分役徳多きものなり」問 同心役徳の外に不正の役徳をとるや

答 其一 与力と同様、大名から扶持を受けること

其二 「岡引自明しを遣い、捕亡探索を命じ法律を犯すものより、袖の下を受くることあり」

第三「遊廓にて遣ひ高多き若者などを捕、自身番屋に連来り、金の出道を糺すなり。其者不正はないけれども、親懸り又は主人持なれば甚恐縮して、様々に袖の下を送り、放免を乞ふなり。然る時これを放免するなり」

第四「役威を以、人々の内事に干渉して、周旋料を得ること」

第五「市中にて侍。小ものなど酒犯の上にて立ち騒ぎたるものを取りへ、自身番屋へ預け置、酔醒の後は恐入内分の処置の乞ふものを許し、謝礼を受くることなり」

（以上「内は原文のまま）

が、八丁堀を中心にお上から黙認されながら渦巻いていたのです。

### ◇辻番があつた銀座

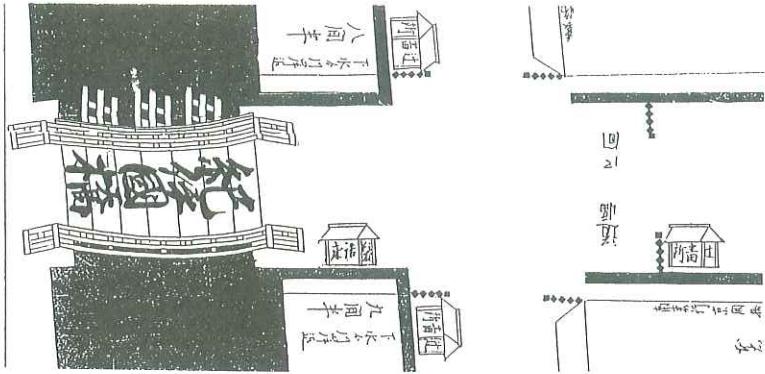
江戸時代は現在のような行政区画といふ発想はなくて、身分別にその居住地区が定められていました。

最大の都市江戸の場合は、時代にもよりますが、幕末になるとその市街地の約七〇%が江戸城をはじめ大名・旗本たちの居住地区（これを武家地と呼びました）で、約一五%が寺や神社のある寺社地、残りの約一五%が「士農工商」のうちの「工商」の居住地区である町地でした。この町地の大部分が現在の中央区と千代田区の範囲にありました。

そしてこの三つの厳重な身分別居住区分ごとに、それぞれ独立的な行政組織があつて支配をしていたのです。

このような現在からみると「混然」とした市街地のありかたを、具体的に示すものとして、つぎに掲げたような『銀座一～三丁目絵図』（国会図書館所蔵の沿券図の部分図）の公道上の施設、つまり辻番所と自身番所が並んで書かれた状態を説明しようと思います。

辻番所（以下「辻番」とします）は後に改めて述べるように武家地特有の



辻番があつた銀座の絵（銀座一～三丁目絵図部分）

将軍に就任する前の家光も辻切りをやつたという話があるように、この当時の辻切りは物盗り強盗が目的ではなく、刀の切れ味を試すためだつたり、度胸をつけるためだつたり、武芸鍛錬などが主な理由でした。

その上、この理不尽な行動を「戦国美風」だとほめる連中もいたのですから、わけもなく切られる側になつた人々にとつては、大変な迷惑でありまたやり切れないことでした。

この辻切り対策の辻番が出来たといふことは、その頃から江戸市中の秩序や治安の維持が、本気で考えられるようになつたと見ることができます。

辻番の業務はその警備範囲内での辻切り・喧嘩の制止と、不審尋問による

施設です。その辻番と向いあつて同じ木戸の中に、町地特有の施設である自身番がある銀座という「町」は、これまでの「江戸の常識」でいえば「考えられない」ような型破りな「町」だったわけです。つまり銀座は武家地と町地が混在していたのです。

辻番は最初、寛永六年（一六二九）に、幕府が江戸市中の武家地の要所要所に設置を命じた施設です。

設置の直接の理由は、その当時、市中に横行した辻切りを防止するためでした。

将軍に就任する前の家光も辻切りをやつたという話があるように、この当時の辻切りは物盗り強盗が目的ではなく、刀の切れ味を試すためだつたり、度胸をつけるためだつたり、武芸鍛錬などが主な理由でした。

その上、この理不尽な行動を「戦国の美風」だとほめる連中もいたのですから、わけもなく切られる側になつた人々にとつては、大変な迷惑でありまたやり切れないことでした。

この辻切り対策の辻番が出来たといふことは、その頃から江戸市中の秩序や治安の維持が、本気で考えられるようになつたと見ることができます。

辻番の業務はその警備範囲内での辻切り・喧嘩の制止と、不審尋問による

そうした事件の予防にありました。したがって辻番に勤務する者は、相当強力な武力を持っていることが要求されました。

辻番の維持・管理は多くはその警備範囲の大名・旗本たちが組合をつくり、金品を拠出したり要員を出勤させたりしました。中には一軒の大名が一つ以上の辻番を設置する場合もありました。

初期の辻番要員の多くは、それぞれ腕自慢の若い武士が起用されていましたが、時代がたつに従つて形式的なものになつていったようです。

### ◇靈岸島の七不思議

江戸市中にはある事柄を三・五・七といつた数字ごとに数えあげる「風習」がかなりありました。とくに「七不思議」と呼ばれるものは、中央区内には靈岸島七不思議と八丁堀七不思議があり、江戸全体では下町では本所と深川と行徳の各七不思議、山手では番町、麻布、それと新吉原の七不思議と七つを越して八か所にありました。

本題の靈岸島にもどるとその一番目が「辻番あれども戸が開かず」です。

この辻番は松平越前守屋敷のもので元禄十五年（一七〇二）十二月十五日に、赤穂浪士が本所松坂町の吉良邸か

ら高輪泉岳寺に向かう道筋にあるといわれました。そのため幕府から浪士たちの通過した際の事情を問われた時、多分面倒だったためでしょう。「当屋敷には辻番所は無い」と答えたために、

その日から戸を開けないようになつたというのです。

この松平越前守屋敷とは徳川家康の次男秀康（二代将軍秀忠は三男）を家祖とする親藩中の親藩で、寛永十一年（一六三四）に造成中の靈岸島を將軍から受領し、十三年に二万七千坪の屋敷地を確定しています。

それが現在の区立越前堀公園を含む新川二丁目の大半を占める範囲でした。

ここが越前福井藩（現福井県）の江戸上屋敷だった時代も含めて、海運都市江戸湊の最も中心的な場所だったことは、改めていうまでもありません。

念のため幕末の地図を見ますと、この屋敷の周囲は全部が明治以後に町名にもなった「越前堀」で、出入口は表紙の図のように一か所しかありません。ですから当然のことながら道路上の施設としての辻番所は見当たりません。

そして辻番の規定を堅く守る事、奉公人の給金は規定通りに当人に渡すこそしてその出入口に通じる公道は、さきの赤穂浪士の道筋とは無関係だったようです。

これ以上の「せんざく」は打ち切りますが、この話の真意は大きな禄高の

親藩なのに、辻番所が一か所もない事

を諷刺した「不思議」物語だったともいえます。元禄期でこのような状況なのですから、時代がさらに下り、武家の窮乏化が進むと、たとえば享保八年（一七二三）二月十三日づけの御触れで、江戸市中の辻番の「請負人」を二〇人と定めて、その運営を請負わせる方式にしたことが記録されています。

（「有德院実紀」＝吉宗の事績録、「御触書寶保集成」＝辻番之部など）。それによるとほぼ現在の中央区内にあつた辻番は三五か所。その請負人は牛込白銀町家主の六右衛門だったことがわかります。

それはさておきこのことは享保改革のひとつとして、辻番經營を武家の手から民間に委託する方式——つまり昭和・平成の「行革」と同じようなことが実施され始めたのです。

その後、寛政改革の時もこの辻番請負人に對して同業組合をつくることを町奉行が命じています。（寛政五年）一七九三年六月十八日の町触）。

そして辻番の規定を堅く守る事、奉公人の給金は規定通りに当人に渡すこそして新規加入者があれば調査の上加入を許すこと。このような組合を命じたのは取締りのためだ、なと申し渡しています（この当時江戸には九組の請

負人のグループがありました）。それ親藩なのに、辻番所が一か所もない事

を諷刺した「不思議」物語だったともいえます。元禄期でこのような状況なのですから、時代がさらに下り、武家の窮乏化が進むと、たとえば享保八年（一七二三）二月十三日づけの御觸れで、江戸市中の辻番の「請負人」を二〇人と定めて、その運営を請負わせる方式にしたことが記録されています。

（「有德院実紀」＝吉宗の事績録、「御触書寶保集成」＝辻番之部など）。それによるとほぼ現在の中央区内にあつた辻番は三五か所。その請負人は牛込白銀町家主の六右衛門だったことがわかります。

それはさておきこのことは享保改革のひとつとして、辻番經營を武家の手から民間に委託する方式——つまり昭和・平成の「行革」と同じようなことが実施され始めたのです。

その後、寛政改革の時もこの辻番請

負人に對して同業組合をつくることを町奉行が命じています。（寛政五年）一七九三年六月十八日の町触）。

そして辻番の規定を堅く守る事、奉公人の給金は規定通りに当人に渡すこそして新規加入者があれば調査の上加入を許すこと。このような組合を命じたのは取締りのためだ、なと申し渡しています（この当時江戸には九組の請

負人のグループがありました）。それ親藩なのに、辻番所が一か所もない事

を諷刺した「不思議」物語だったともいえます。元禄期でこのような状況なのですから、時代がさらに下り、武家の窮乏化が進むと、たとえば享保八年（一七二三）二月十三日づけの御觸れで、江戸市中の辻番の「請負人」を二〇人と定めて、その運営を請負わせる方式にしたことが記録されています。

（「有德院実紀」＝吉宗の事績録、「御触書寶保集成」＝辻番之部など）。それによるとほぼ現在の中央区内にあつた辻番は三五か所。その請負人は牛込白銀町家主の六右衛門だったことがわかります。

それはさておきこのことは享保改革のひとつとして、辻番經營を武家の手から民間に委託する方式——つまり昭和・平成の「行革」と同じようなことが実施され始めたのです。

その後、寛政改革の時もこの辻番請

負人に對して同業組合をつくることを町奉行が命じています。（寛政五年）一七九三年六月十八日の町触）。

そして辻番の規定を堅く守る事、奉公人の給金は規定通りに当人に渡すこそして新規加入者があれば調査の上加入を許すこと。このような組合を命じたのは取締りのためだ、なと申し渡しています（この当時江戸には九組の請

## ◆銀座役所と銀座会所と大判座

銀座とは江戸時代の銀貨の製造工場である銀座会所と、通用銀貨の検査や地金の購入などを扱う銀座役所を総称した組織でした。その経営は幕府の直営ではなく、御用達町人に委託しました。

江戸の銀座は慶長十七年（一六一一）駿府（現静岡市）から、今の銀座二丁目を中心とする場所にうつされました。その一八八年後の寛政十二年（一八〇〇）に、寛政改革の一つとして銀座はいったん廃止され、すぐに改めて区内の蠣殻町（現在の人形町一丁目）に移されて、明治維新まで続きました。

もちろん武家の中には頑固に「直営」で辻番を運営し続け、それが嚴重なのは、改めていうまでもありません。

江戸に来た銀座の御用達町人たちのはじめは現在の銀座一～四丁目にかけて拝領屋鋪——將軍から大名・旗本の場合は同じように、土地を与えられて、そこに銀座役所や会所や御用達商人たちは住居をつくったのです。

そしてその一三二年後になつても、第一図にみるように銀座一～三丁目に

その辻番が江戸の町地の中心であるは、武家地と同じ性格を持つ銀座関係通り町筋の、しかも「銀座通り」の一者との拝領屋鋪があつたのです。このことが銀座に辻番と自身番が併存していた理由でした。

くり返すことなのですが、良く知られた江戸の原則的な土地制度も、細か



行中かどうか、また他所者の町内逗留などを、月代を剃ることを通じて見張る役割をも兼ねていました。

刀を二本差した武家の姿で月代を剃らなければ浪人者（町民並み）として扱われ、町民の場合ですと「異様なる風貌」のものとして無条件に犯罪者扱いをされたのですから、髪結床の役目が都市生活上いかに重要なものであったかがわかると思います。

髪結いの第二の役（義務）は、大火の際には南北町奉行所や三か所あった町年寄の役宅に駆けつけて、重要書類を運び出す役目でした。これは沾券団の路上に書かれたような髪結床＝出床の職人ではなく、内床（嘉永四年（一八五二）当時は江戸中に四四二か所）と呼ばれた普通の沾券地の内で借店をして営業していた髪結いの仕事でした。

このため髪結組合は「いろは組」で代表される町火消とは違う面で、「火事の町」江戸の一方の立役者でもありました。それはさておき髪結組合は江戸市中に四九組（天保十二年＝一八四一現在）あり、そのうち中央区内には小舟町・堺町・浜町・小網町・靈岸嶋・八町堀・日本橋東・同西・中橋東・同西・京橋東（二組）・同西（二組）・本石町上・同下・本町上・同下・室町組の十九組もありました。いかに現

在の中央区の範囲が「町人の町」だったかがわかる数字と割合でした。

なお江戸の髪結床に関するまとまつた基本史料として大日本近世史料『諸問屋再興調』九・十巻（東大史料編纂所編 東京大学出版会）があり、具体的な内床風景を描いたものに『浮世床』（式亭三馬著）があります。三馬は『浮世風呂』の方が有名ですが、ともに彼が区内に居住していた時の作品ですので、折があればごらんになられる

ことをおすすめします。

町年寄の役宅に駆けつけて、重要書類を運び出す役目でした。これは沾券団の路上に書かれたような髪結床＝出床の職人ではなく、内床（嘉永四年（一八五二）当時は江戸中に四四二か所）と呼ばれた普通の沾券地の内で借店をして営業していた髪結いの仕事でした。

この外に前号で紹介しましたように火事の路上に書かれたようない髪結床＝出床の職人ではなく、内床（嘉永四年（一八五二）当時は江戸中に四四二か所）と呼ばれた普通の沾券地の内で借店をして営業していた髪結いの仕事でした。

このため髪結組合は「いろは組」で代表される町火消とは違う面で、「火事の町」江戸の一方の立役者でもありました。それはさておき髪結組合は江戸市中に四九組（天保十二年＝一八四一現在）あり、そのうち中央区内には小舟町・堺町・浜町・小網町・靈岸嶋・八町堀・日本橋東・同西・中橋東・同西・京橋東（二組）・同西（二組）・本石町上・同下・本町上・同下・室町組の十九組もありました。いかに現

と中央区・千代田区の江戸城の外郭の範囲は昼夜ともに、通行が自由になりました。

六月三日にはさきの佐久間長敬の立会いの中で町奉行所の組織と職員をそつくり引き継いだ市政裁判所が、市中に対しても自身番屋は経費節約のため、

に對して自身番屋は経費節約のため、当分の間、「詰方」を免除し、おつて『場所減、取扱等』を申し付けるといい、木戸も「当分の間、一切メ切等ノ刻限相廢候間」および木戸番屋も「勝手次第に取扱え」と指令しました。

八月四日、京都政府は天皇の東京行幸を布告しました。

九月になると東京府は市中の「組々世話掛・名主共」に宛てて天皇入京に際しての注意事項を列挙し、とくに

### ——東京を語る会のお知らせ——

第69回東京を語る会を、次のように開催いたします。

#### 『東京の水辺空間』

——比較都市の視点から——

（法政大学教授）  
其上火災之節消防之妨ニモ相成候間、

道式之内ニ取建有之、往来ノ狭メ、

御臨幸以前早々取扱可申候。尤自身

番屋商番屋無之候テハ差支候場所ハ、

沾券地之内へ引移候様（後略）』と

指令しています。

さらに九月十八日づけで天皇の江戸

城までの道筋について

講師の陸内先生は、イタリア建築。

都市史がご専門で、著書には『東京の

空間人類学』『ヴァーネツィア——水上の迷宮都市』等があります。

ですから少なくともこの道筋から旧江戸の公道上の施設が、姿を消していく、やがて全市に及んだものといえます。このように公道から「関所」がなくなつて東京は新しい途を歩みだしたのです。

と鎮将府辨事から東京府判事宛に通達申入候也』

と鎮将府辨事から東京府判事宛に通

知が行われています。